

一般社団法人日本家族看護学会会費減免に関する申し合わせ

2024.2.29 理事会承認

正会員が自然災害及びその他非常事態により損害を受けた場合、理事会の承認により会費を減免する事務処理については、以下のように申し合わせる。

1. 減免対象者

- 1) 激甚災害が生じた地域に居住する正会員
- 2) 激甚災害が生じた地域に勤務先がある正会員
- 3) 会費未納による会員資格喪失者は対象外とする。

2. 減免する会費

激甚災害が生じた年度の会費とする。ただし、当該年度の会費が既に納入されている場合は次年度の会費に充当し、当該年度の会費の返金に行わない。

3. 申し込み方法

被災日より1年以内に対象者が専用の申込用紙（様式1）に記入して申請する。

市町村役場およびハローワーク等の公的機関が発行する罹災証明書や各種証明書（写し可・所属長による押印があるもの）を添付して、E-mail、FAX、または郵便で学会事務所に提出する。

4. 申し込み先

日本家族看護学会 会員係

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 7F (株)毎日学術フォーラム内

電話：03-6267-4550 FAX：03-6267-4555 e-mail：maf-jarfn@mynavi.jp

5. 審査・決定

申込書類を事務局がとりまとめ、理事会で審査し決定する。

6. その他

減免対象者であっても減免の申し込みのない場合は、対象とはならない。

附則

この申し合わせ事項は2024年4月1日から適用する。

激甚災害指定については、内閣府ホームページの防災情報を参照する。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/index.html>